



高 高田高等学校と皇學館大学との 校
高大連携に関する協定調印式



高田中学校

高田中学校

高田短期大学



学校法人 **高田苑**



高田高等学校

学校

高田高等学校

高田中学校

高田高等学校

高田中

大学

高田中学校



高田高等学校と皇學館大学との高大連携に関する協定書

高田高等学校（以下「高校」という。）と皇學館大学（以下「大学」という。）は、相互の教育に係る交流・連携を通じて、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、かつ高校教育・大学教育の活性化を図るために、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 高校と大学は、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流・連携を行う。

（連携事業）

第2条 教育交流・連携の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 大学教員による高校への出張講義に関する事項
- (2) 指定校推薦入試等に関する事項
- (3) 大学の各種公開講座への聴講生の受入れに関する事項
- (4) 双方の教育課程・教育内容・教育方法等に関する意見交換に関する事項
- (5) その他、双方が協議し同意した事項

各項に定める連携を具体的に実施するにあたっては、その内容、費用負担等についてその都度双方が協議して定める。

（秘密保持）

第3条 高校と大学は、本協定に基づき実施される交流・連携事業により入手した情報について相手方の事前の承諾なく、第三者に対して開示・漏えい又は本連携目的以外に使用してはならない。

2 高校及び大学は、本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（期 間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了までの3ヵ月前までに高校又は大学のいずれか一方から異議のないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、もしくはこの協定に係る疑義や問題点については、必要に応じて双方でその都度協議し、解決する。

本協定締結の証しとして、本書を2通作成し、それぞれが署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和 2 年 12 月 11 日

津市一身田町 2843 番地
高田高等学校
校長

伊勢市神田久志本町 1704 番地
皇學館大学
学長

鷺尾尚史



河野訓

